

第1章 今後の施策の基本的方向

1 施策の基本方向

- (1) 「同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題である」と指摘している1965（昭和40）年の国の同和対策審議会答申、「同和問題は憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題」とする1996（平成8）年地域改善対策協議会意見具申（以下「地対協意見具申」という。）の精神や、「本市同対協意見具申（平成13年）」の趣旨に沿って、また同和問題を解決することは、「本市総合計画」のまちづくりの取り組みの方向のひとつである「人権尊重と平和を希求する共生社会の実現」の具現化でもあるとの認識のもとに施策の推進に努める必要があります。

本市においては同和対策事業特別措置法をはじめとする特別法、「地対協意見具申」、大阪府同和対策審議会答申及び「本市同対協」の意見具申等に基づき、同和問題の解決を市政の重要な課題として位置づけ、早期解決に向け諸施策を実施してきました。この取り組みと地区住民の協力もあって、同和地区の状況は住環境を中心に大きく改善されました。

しかしながら、大阪府が実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「2000年実態等調査」という。）、「人権問題に関する府民意識調査」（以下「2010年府民意識調査」という。）及び本市で実施した「人権についての市民意識調査報告書」（以下「2009年市民意識調査」という。）の結果などによると、序章でも述べたような課題が残されており、同和問題は未だ解決されたとはいえない状況にあります。

本市の同和地区では、これまで住環境の整備を進めるため、多くの公営・改良住宅が建設され住環境の改善に大きく寄与してきたところであり、しかしながら、その後、社会情勢が変遷する中で、比較的高所得層にある子育て世代や若年層等の地区外への転出傾向がみられる一方で、低所得層、ひとり親世帯、障がい者などさまざまな課題を有する人びとが多く来住しており、現代社会が抱えるさまざまな課題が同和地区に集中的に現れているとみることができます。また、このような状況も一因となり、児童・生徒数の減少をまねいている学校では、学校運営や教育効果に影響を与えかねない状況が生じてきています。このため、これらの諸課題に対する、より総合的・効果的な施策の展開が必要です。

本来、同和問題解決のための取り組みは、一般施策で実施されるべきも

のですが、地区環境改善や同和地区出身者の生活向上が緊急の課題であり、こうした課題に一般施策が同和地区の実態に十分対応できなかったことなどから、平成13年度までは、一般施策の補完として特別措置を実施してきました。

この結果、同和地区の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。今後は、「2000年実態等調査」、「2010年府民意識調査」及び「2009年市民意識調査」の結果、また、これまでの取り組みや「本市同対協意見具申（平成13年）」の趣旨を踏まえ、再び社会的、経済的格差が生じることのないよう、同和問題を人権問題という本質からとらえ、これまでの成果をそこなうことなく、引き続き一般施策の活用によって課題の解決に努めます。その際には、情報提供に努めるなど相互の連携を図っていきます。

(2) 部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、同和地区内外の住民が一体となって協力しながらコミュニティの形成を図ることを目標に本市は

①同和地区出身者の自立と自己実現を支援するための当事者の立場に立った相談活動を含めた諸条件の整備

②市民の人権意識の高揚を図るための諸条件の整備

③同和地区内外の住民の交流を促進するため、地区施設活用等の諸条件の整備

を図り、「本市総合計画」や「八尾市人権尊重の社会づくり条例」の目的でもある、すべての人の人権が尊重される社会づくりに努めます。

(3) 本市の物的事業（住宅・道路・下水道・公園等）に関しては、「本市同対協」の意見具申を踏まえた長期計画に基づき、施策の推進が図られてきましたが、これらの分野の施策については、これまでの本市の意見具申等を踏まえて、各分野別計画に基づき、暮らしやすいまちづくりの実現をめざし計画的に推進していきます。

(4) 地域のまちづくりを進めるにあたっては、地区内外の住民同士が交流を図りながら、主体的にまちづくりに参画し、定住魅力あるまちづくりを促進することが重要です。

そのため、本市のまちづくりの推進方策である「地域のまちづくり」の

考え方にに基づき、各地域のまちづくりの方向性を取りまとめる「わがまち推進計画」の策定及び推進、また、地域とともに「地域のまちづくり」を推進できる体制整備や制度構築など、地域の多様性を尊重しながら暮らしに身近な地域のまちづくりを推進するための仕組みづくりや取り組みを進めます。その際には、引き続き関係機関が連携して、地区内外の住民交流を推進していく必要があります。

2 施策の推進にあたって

(1) 特別措置の終了、相談によるニーズの把握と人権行政の一環としての取り組み

「地対財特法」が2002（平成14）年3月末をもって失効したのに伴い、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業が終了し、その後、これまでの成果をそこなうことのないよう配慮し、これまでの事業のノウハウを活用しながら、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしてきました。

今後の同和问题解決のための施策の推進にあたって、さまざまな課題を有する人びとの自立と自己実現が図れるよう引き続き支援する必要があります。

人権コミュニティセンター等の地区施設においては、周辺地域の住民も含めた、各種相談を行うなど、自立と自己実現を支援していくための相談体制を確立することによって、地域住民のニーズを把握し、人権行政の一環として、同和问题の解決に向けた取り組みを行います。

(2) 推進体制

①（一財）八尾市人権協会との連携

長年にわたり同和问题をはじめ広く人権啓発事業や人材育成に取り組み、そのノウハウを蓄積するとともに、人的ネットワークを構築してきた（一財）八尾市人権協会については、同和问题解決をはじめ、多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけ、今後とも連携を図るとともに、適切な支援に努めます。

②八尾市人権地域協議会との連携

これまで、地区で同和问题解決に携わってきた実績やノウハウを蓄積してきた八尾市人権地域協議会においては、さまざまな相談活動を通じた地域住民の実態・ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般施策の普及・定着、住民の交流促進を通じた「コミュニティづくり」などの機能を担っています。そのため、今後とも地域協議会の支援に努めるとともに、連携を図り

ながら人権施策を推進します。

③八尾市同和问题協議委員の活用

本制度については、これまでの「本市同対協」の廃止に伴い、法期限後の同和问题を解決するための施策のあり方について意見を伺うために創設されたものであり、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等との連携を図りながら、引き続きその活用を図っていきます。

④庁内推進体制の充実

同和问题解決のための施策の推進にあたって、人権政策課をはじめとする人権関係部局については、その調整機能を発揮し、各部局との連携のもと、残された課題の解決を図るための施策の計画的な推進に努めます。

⑤国、大阪府に対する働きかけ

同和问题の早期完全解決を図るため、一般施策を効率的、効果的に実施できるための法的措置及び行財政措置を講じるよう、機会あるごとに国、大阪府に対して働きかけます。